

## ◎ごみ有料化について

一般廃棄物減量等推進審議会

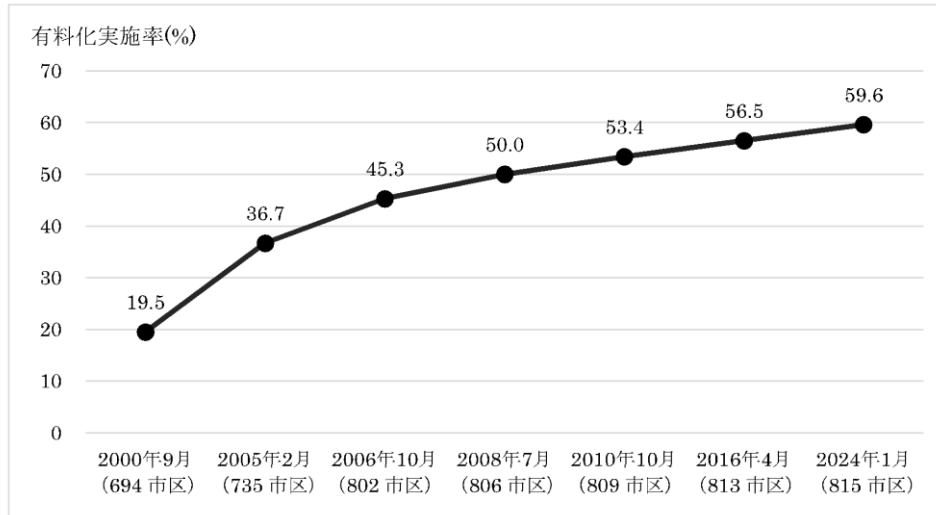
令和6年3月19日

千代田清掃事務所

## 1.現在の有料化の状況(令和6年1月現在)

山谷俊作氏の調査(第5回全国都市調査と個別確認作業による)によると、全国の都市(市区)の有料化実施率は年々上昇しており、2024年1月現在で59.6%となっています。(町村も入れると65.9%)

東京都に関しては、市区は東京23区以外の26市全てで有料化を実施しています。



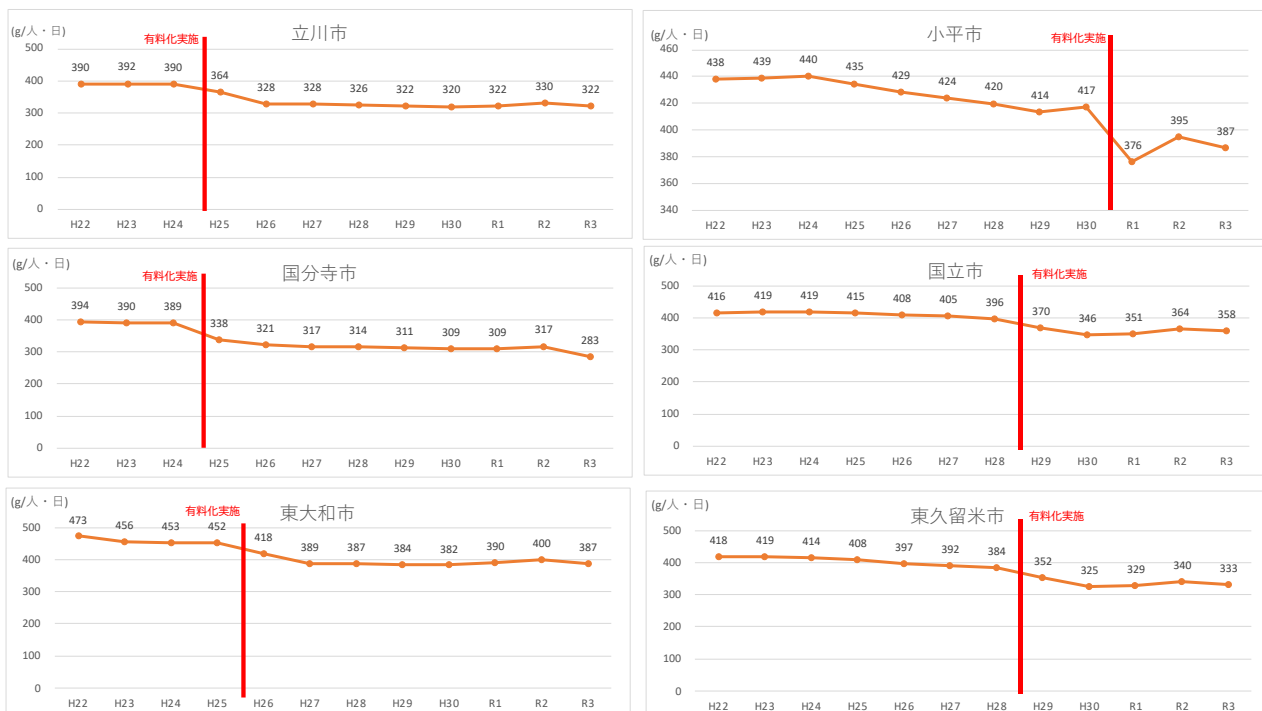
資料:全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況(2024年1月現在)山谷俊作氏

図表- 全国都市の有料化実施率推移

## 2.有料化前後でのごみ排出量の推移(東京都多摩地域の例)

多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)から、平成24年度以降にごみ有料化を実施した市部の収集ごみの可燃物の1人1日あたりのごみ排出量の有料化前後の推移をみると、概ね有料化後にごみ量は減少し、大きなリバウンドもおきていないことがわかります。

図表- 有料化前後による1人1日ごみ排出量(可燃物・収集)の変化



資料:多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

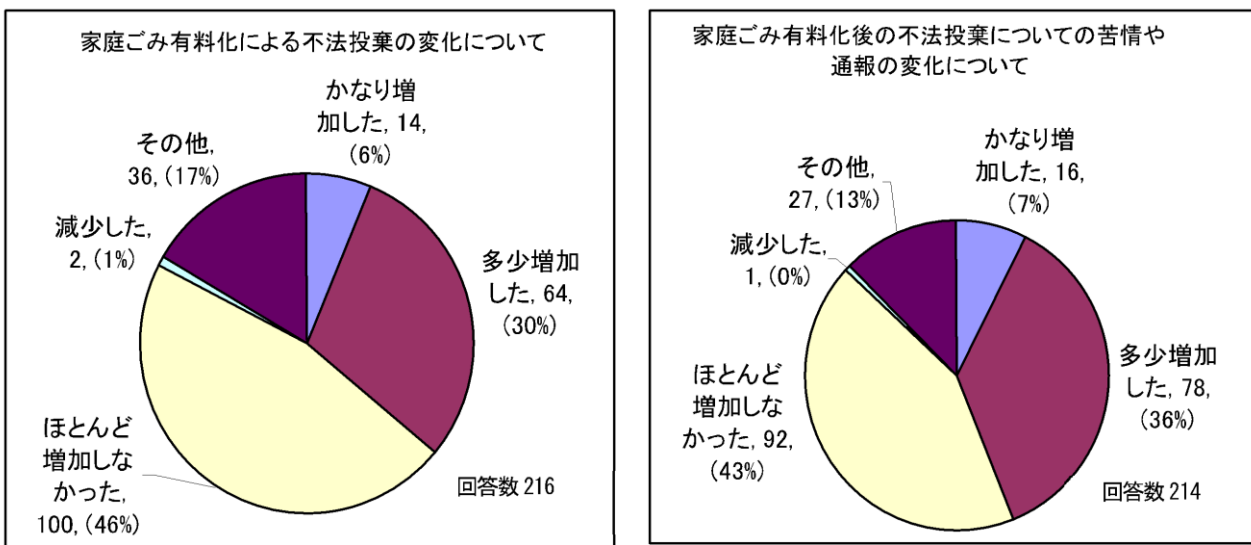
### 3.有料化による不法投棄の問題について

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月)」の中に不法投棄の懸念についての資料がまとめてありますので、その個所を抜粋します。

#### ★不法投棄への対応

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、一般廃棄物が空き地や道端へ不法投棄されることも、一般廃棄物処理の有料化に伴う懸念事項の一つとして挙げられる。山谷(2005)のアンケート調査によると、有料化の導入により不法投棄される一般廃棄物の量が増加しなかった(「ほとんど増加しなかった」又は「減少した」と回答した市区の割合が47%であった一方、増加した(「多少増加した」又は「かなり増加した」と回答した市区の割合は36%となっており、一部の市区において不法投棄が増加する傾向が見られている。

図表- 一般廃棄物処理の有料化と不法投棄及び不法投棄についての苦情等の変化



(注)全国 735 市区(全市及び東京 23 区)を対象に 2005 年 2 月に実施したアンケート、回収数は 607 件  
(出所)山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005 年 10 月

山川(2004)は、米国EPAの「不法投棄防止ガイドブック」に示されている分類にしたがって、不法投棄の防止策を図表4-3-3のように整理するとともに、全国の全市及び特別区を対象とした調査から得られた不法投棄対策事例をとりまとめている。以下に、各対策の概要を示す。

図表- 日本で成功した不法投棄の防止策

分野	対策	回答数	
投棄場所の維持管理	①不法投棄されたごみの撤去	住民参加型撤去活動	1
		処罰・呼びかけの看板	4
	②不法投棄が頻発する場所の管理	人感ライト・人感スピーカー	1
		車両進入防止柵等	5
		プランター、花壇	2
コミュニティ・アウトリーチと参加	③地域活動(コミュニティ・プログラム)	住民参加型撤去活動	1
	④啓蒙活動(アウトリーチ)		0
投棄者に対する法の執行	⑤投棄者への指導等	特定して文書送付	1
		警察との協力・監視強化	2
	⑥監視	監視カメラ(ダミー含む)	6
		人感ライト・人感スピーカー	1
		民間協力通報網整備	2

(注)本表では、アンケートに回答した担当者の判断により、不法投棄の防止に効果があるとされた対策を挙げている。  
(出所)山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第 57 巻、第 257 号 2004 年を元に作成

### ① 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起りやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する心理的な効果があると考えられる。

### ② 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理し、物理的にその場所に近づきにくくすることにより、当該場所への不法投棄が減少していることが報告されている。不法投棄されにくくする管理の方法としては、看板や人感ライト・スピーカー（人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの）の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置などが挙げられる。

### ③ 地域活動（コミュニティプログラム）

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくするための対策である。コミュニティプログラムには、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。

### ④ 啓蒙活動（アウトリーチ）

アウトリーチとは、学習要求を持っていない人々を学習機会に参加させ、学習要求や学習行動を誘発しようとする活動である。

### ⑤ 投棄者への指導等

不法投棄の投棄者を特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行うことも、不法投棄の防止に有効であると考えられる。

なお、廃棄物処理法では、廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

### ⑥ 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行うことも、不法投棄の防止に効果があると考えられる。

#### 4.有料化による税金の二重取りについて

京都府立大学 大学院 生命環境科学研究科 環境科学専攻 環境配慮型生活学研究室の山川先生が有料化について概要を纏めており、その中に【二重取り】 についての見解を述べられていますので、転記します。

##### 【ごみ有料化の定義】

ごみ有料化とは、ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度を導入することを言います。単に有料化と言うこともあれば、ごみ処理有料化、ごみ収集有料化等とも言われます。基本的には同じものです。私は、有料化は有料制を導入することで、有料制という名詞が、上記のような制度の名称と考えて使い分けるようにしていますが、必ずしもそのように使い分けられていない場合もあります。なお、手数料の有無に関係なく有料指定袋制を有料制に含める場合もあります。

##### 【制度概要】

有料制は大きく従量制と定額制に分けられます。従量制とはごみの排出量に応じて手数料額が異なる制度のことをいい、一定枚数の指定袋等を無料で配り、それ以上は有料とする超過方式(一定量無料制)という方式も、広い意味ではこちらに含められることがあります。一方、定額制とは排出量に関係なく一人あたりや世帯あたり等の手数料額が一定の制度のことをいいます。現在、単に有料化、という場合には、従量制有料化を指す場合が多いと思います。

従量制の手数料徴収方法には、指定袋価格に手数料を上乗せする方法、手数料の証紙としてシール等を販売する方法などがあります。海外では、指定の容器があつて、容器サイズや収集頻度で契約料金が異なる方法もあります。

##### 【ごみ減量効果】

1990 年代以降、ごみ減量等を目的として家庭系ごみの従量制有料化が拡がっており、2000 年代以降、さらに急速に増加しています。有料化を実施した自治体では、ほとんどの場合、有料化直後に収集量の減少が見られますが、その後は横ばいまたは微増の自治体が多い傾向にあります。しかし有料化しなかった場合と比較すればごみ量は通常は少ない傾向にあります。

なお、現在も学会においては、有料化のごみ減量効果に関する研究が続いていますが、1990 年代後半から 2000 年頃の導入自治体については、ダイオキシン問題に伴う自家焼却抑制の影響が見られる可能性があり、分析結果の解釈には注意が必要です。

##### 【不法投棄・不適正処理】

有料化を導入するとなると、常に懸念されるのが、不法投棄や自家焼却の増加です。確かに有料化導入後に不法投棄が問題になった自治体は少なくありませんが、有料化後に不法投棄が問題となっている自治体では従来から問題となっていた場合が多いことにも留意する必要があります。いわゆる不法投棄よりも、ごみステーションへの不適正排出が問題になることが多いようです。

##### 【負担の公平性】

一方、負担の公平化も有料化の目的としてしばしば挙げられています。確かに、租税による負担は集団的に見れば排出者が負担していることになっているものの、各個人においては排出量と負担との間に直接的な関係がないため、不公平という側面があります。その点、従量制有料化を実施すれば、ごみを出した人が出した量に応じて負担することになり、より公平な負担になると考えられます。

なお、循環型社会の形成に向けて、拡大生産者責任をさらに適用していくことが重要だと考えられますが、その場合には、一次的には、ごみ処理費用やリサイクル費用を生産者が支払うことが求められます。その場合、税とごみ処理料金と

生産者支払いとの間で、どのように分担されることが望ましいのかについて考える必要があります。この点は、製品の性質などにより異なるだろうと考えられます。

### 【二重取り】

負担との関係では、有料化は税の二重取りであるため問題があるとする意見があります。しかしながら、税と手数料の2つの手段で費用を徴収することが問題であるというわけではないと考えられます。ここで問題とすべきは、負担増か否か、ということと、負担増の場合には、そのお金の使途はどうなっているのか、ということでしょう。「二重取り」という表現には騙し取ったようなニュアンスがありますが、その意味するところについてはよく考える必要があると思います。

有料化の目的のひとつが財源調達であれば、負担増は自治体が公に宣言していることになります。その場合には、その使途を含めて、十分な合意形成が必要だと思われます。一方、目的が減量化など財源調達を含まないのであれば、先に述べた超過量方式としたり、収入額に応じた減税も含めて市民への還元策を考える必要があるでしょう。ただし、徴収した税額の比率で減税をするとすると、相対的に低所得者に不利になる可能性もありますから、還元策のあり方についても慎重に検討する必要があると思われます。

cf.なお、上記の解説は、『ごみの百科事典』(丸善, 2003)の「ごみ有料化」の項目として執筆した記事に加筆・修正を施したものです。